

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第八十号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項中「（公売保証金及び差押物件公売代金等を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。